

滋賀県環境影響評価条例の一部改正について（概要）

- 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）は、大規模開発事業を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境影響を事前に予測・評価し、その結果を公表して住民や地方公共団体から意見を聴き、事業計画に反映させることで、より環境に配慮した事業としていくための手続である。
- 滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）では、一定規模以上の道路、ダム、発電所、工場・工業団地等の開発を条例の対象事業とし、環境アセスメント手続の実施を求めている。
- 今般、滋賀県環境審議会からの答申（滋賀県の環境アセスメント制度の見直しについて（第2次答申）・令和7年10月）を踏まえ、条例の一部改正を行う。

1 経緯

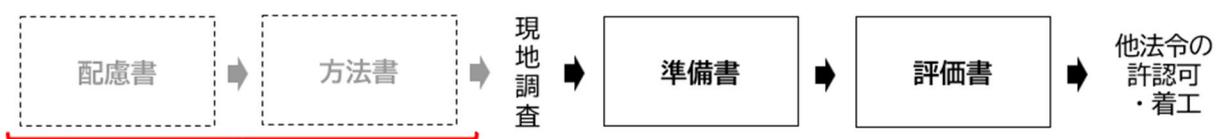
- 令和6年9月 環境アセスメント制度の見直しについて滋賀県環境審議会に諮問（環境企画部会に付議）
- 令和6年10月 第1次答申（制度見直しに向けた基本的な考え方と今後の方向性）
- 令和7年1月 環境企画部会に小委員会を設置（3月、7月、8月に小委員会を開催）
- 令和7年10月 第2次答申
- 令和7年12月～ 県民政策コメント（令和8年1月まで）

2 条例改正の概要

対象事業のうち、工場・工業団地の造成事業について、手続の合理化を図るため、手続の一部（配慮書・方法書の手続）を省略しても環境の保全についての適正な配慮の観点から手続上の支障がないと認められる地域^(※)において実施されるものについては、配慮書・方法書の手続に係る規定を適用除外とする。ただし、事業者が配慮書または方法書の手続に係る適用を受けることを自ら申し出ることのできるものとする。

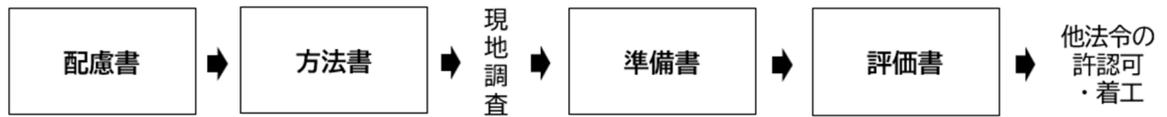
※ 当該地域の詳細は、規則で定める。規則では、工業専用地域等であって、自然公園、森林地域等を含まない地域を当該地域として定める予定。

(1) 工業専用地域等であって、自然公園、森林地域等を含まない地域で計画される工場・工業団地の造成のための手続



原則省略 ⇒ 配慮書、方法書とも省略した場合、1～2年程度の手続期間の短縮が見込まれる
※ 手続の実施も可能

(2) その他の手続



3 施行期日

公布の日から施行（令和8年3月下旬を予定）

※今回の条例改正とあわせて、滋賀県環境影響評価条例施行規則（平成10年滋賀県規則第75号）および滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）の一部改正を行う予定である。

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案【概要図】

- 近年、県内でも気候変動や生物多様性の喪失といった地球規模の問題が顕在化。本県独自の森、里、川、湖のつながりが織り成す豊かな自然環境を守りつつ、健全なまちの発展につなげるためには、引き続き、環境アセスメント制度を通じて持続可能な開発を進めることが必要。
- 一方、環境アセスメント制度の制定以降、社会経済動向は大きく変化。特に工場、工業団地造成に係る環境アセスメント対象事業の規模要件が厳しすぎたり、必要以上の手続期間を要したりすると、環境と経済社会活動のバランスが崩れ、将来的に環境保全に携わる人が減少し、人と自然環境とのつながりが更に衰退するなど、環境悪化を引き起こす可能性が懸念される。
- このような背景を踏まえ、滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する（公布の日（令和8年3月下旬）から施行予定）。

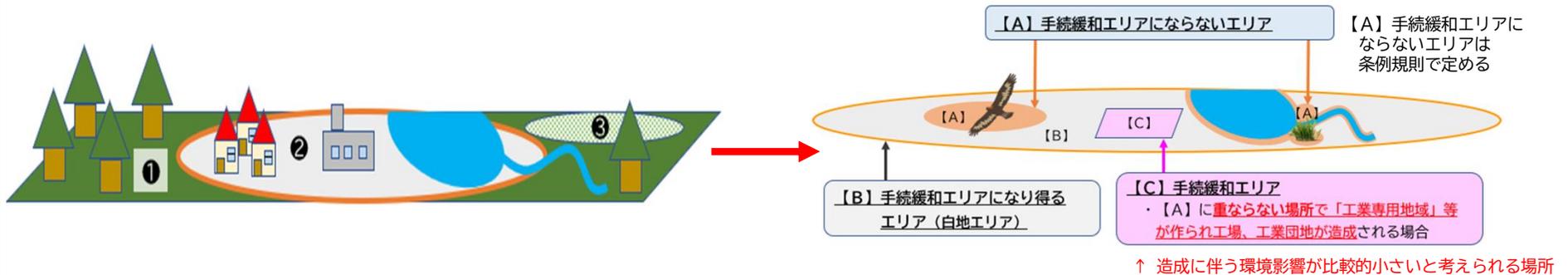
《見直しのポイント》琵琶湖を中心とした豊かな自然環境を守りつつ、人口減少に伴う自然環境の衰退等の諸課題を地域に企業を呼び込み、事業活動と協働で解決しようとする『攻めの環境保全』の観点からの制度改正

【改正の概要】

(1)工場、工業団地造成に係る手続の見直し【条例】 = 造成に伴う環境影響の比較的少ないと考えられる場所への立地誘導

- ・事業予定地の土地の現況に応じて、手続に差をつけるため「手続緩和エリア」の絞り込みを実施
- ・手続緩和エリアでは、準備書からの手続とすることで、立地選定と環境影響評価手法の検討の手続を省略

【現行】①森林地域、②その他地域、③自然公園 → 【改正後】②その他地域を絞り込み【C】手続緩和の対象エリアを区分



- ・【C】の場所での手続：準備書→評価書の手続とすることができる【1～2年の手続期間短縮】
- ・それ以外の場所（① ③【A】【B】）での手続：従来どおり、配慮書→方法書→準備書→評価書の手続が必要

(2)工場の面積要件の見直し【規則】 = 他の面的開発と整合

- ・造成に伴う環境影響が同程度である、工場と他の面的開発事業（住宅団地や工業団地等）の面積規模要件を統一

【現行】①②③とも 10ha以上 →
 【改正後】①15ha以上、②20ha以上、③10ha以上

(3)技術指針改定（全事業が対象）【告示】 = 滋賀らしい自然環境を守る

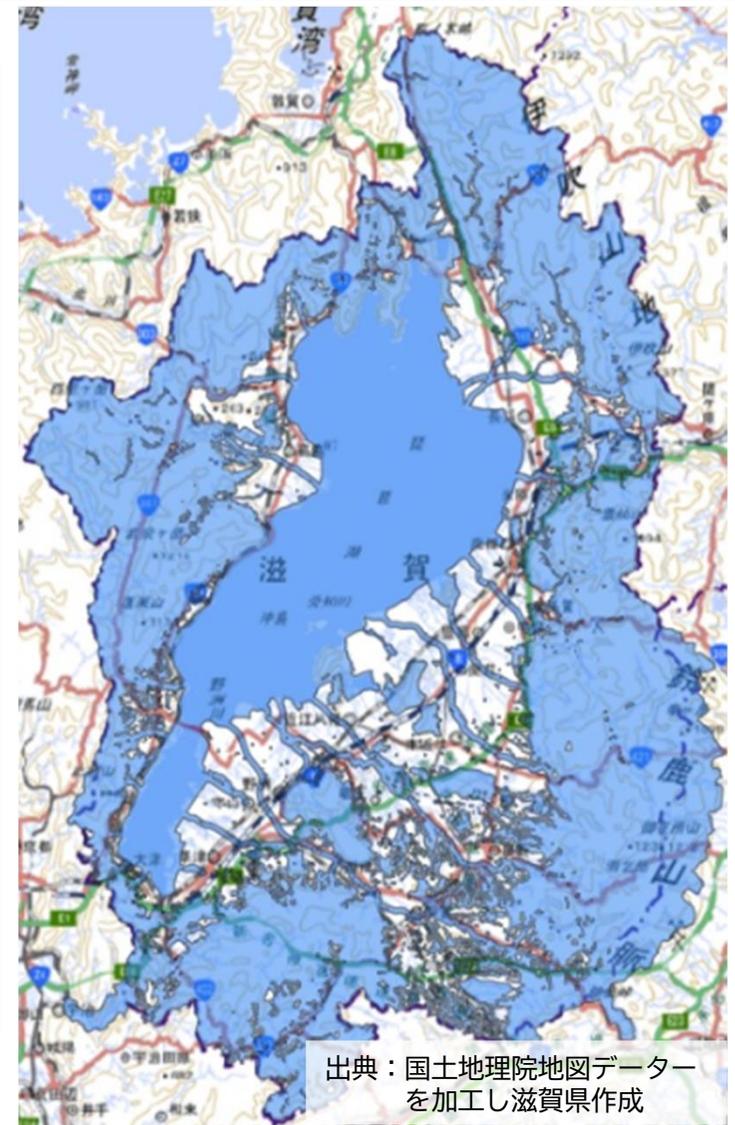
- ・情報収集が必要な事業予定地周辺の地域特性に、世界農業遺産、ネイチャーポジティブ、NbS（自然を活用した解決策）等の観点を追加
- ・調査、予測、評価の項目のうち「温室効果ガス排出量」を「CO₂ネットゼロ（省エネ、創エネ、吸収源対策等）」に改正

【②その他地域におけるエリアの絞り込みの詳細】

【A】 手続緩和エリアにならないエリア = 規則で定める

	区域名	根拠法令
1	砂防指定地	砂防法
2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
3	河川区域の端から200mの範囲 (27河川に限る)	河川法・水質汚濁防止法
4	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
5	土砂災害警戒区域 (特別警戒区域を含む)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
6	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
7	ヨシ群落保全区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例
8	自然環境保全地域、 原生自然環境保全地域、 滋賀県自然環境保全地域、 緑地環境保全地域	自然環境保全体法・ 滋賀県自然環境保全条例
9	希少野生動植物種の生息・ 生育地保護区	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

上記の1～9の区域に森林地域（国土利用計画法）と自然公園（自然公園法・滋賀県立自然公園条例）を重ね合わせた区域（イメージ図）



出典：国土地理院地図データを加工し滋賀県作成

【B】 手続緩和エリアになり得るエリア（上図の青網掛け以外の白地エリア）での

※工業専用地域または地区計画が定められることが見込まれる地域を含む

- ・【A】に重ならない形で設定された都市計画法の工業専用地域または地区計画（専ら工場の用に供されるものに限る）※
= 【C】手続緩和エリア における工場、工業団地の造成事業： 準備書→評価書の手続とすることができる
- ・その他の場所、事業に係る手続： 従来どおり、配慮書→方法書→準備書→評価書の手続が必要

制度見直し後のイメージ【手続】 <条例改正>

【面的開発事業とは】

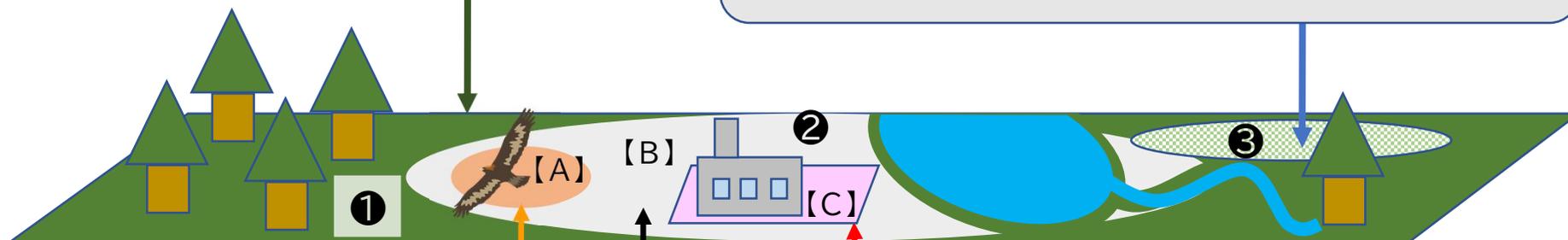
- ・工業団地、宅地、レクリエーション施設、スキー場などの開発事業

①【森林地域】

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

③【自然公園】

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工



②【その他地域】

【A】手続緩和できないエリア、【B】白地エリア

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

②【その他地域】

【C】手続緩和エリア

手続：準備書→評価書→工事着工

制度見直し後のイメージ【面積要件】 <規則改正>

①【森林地域】

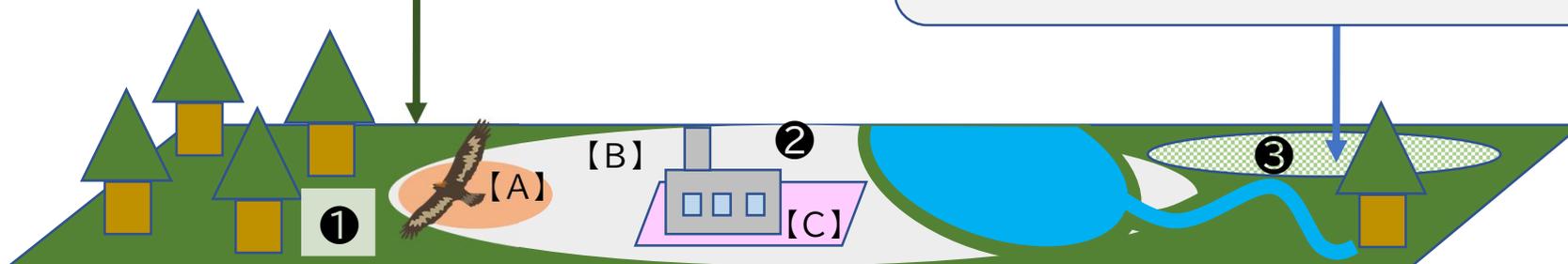
面積要件：
・工場建設：15ha以上 ← 10haから緩和
・他の面的開発：15ha以上

【面的開発事業とは】

- ・工業団地、宅地、レクリエーション施設、スキー場などの開発事業

③【自然公園】

面積要件：
・工場建設：10ha以上
・他の面的開発：10ha以上



②【その他地域】

【A】 手続緩和できないエリア、【B】 白地エリア、【C】 手続緩和エリア

面積要件：
・工場建設：20ha以上 ← 10haから緩和
・他の面的開発：20ha以上

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業団地の造成事業等であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が一定の地域に含まれるものについて、手続の合理化を図るため、滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年 滋賀県条例第 40 号。以下「条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例第 2 章の 2 および第 3 章第 1 節の規定は、条例別表第 12 号または第 15 号に掲げる事業であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮の観点から条例第 2 章の 2 および同節の規定による手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについては、適用しないこととします。ただし、当該事業を実施しようとする者が知事に当該事業について同章または同節の規定の適用を受ける旨の申出をした場合における当該申出に係る規定の適用については、この限りでないこととします。（第 53 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

議第 38 号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 第 2 章の 2 および第 3 章第 1 節の規定は、別表第 12 号または第 15 号に掲げる事業であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮の観点から第 2 章の 2 および同節の規定による手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについては、適用しない。ただし、当該事業を実施しようとする者が知事に当該事業について同章または同節の規定の適用を受け旨の申出をした場合における当該申出に係る規定の適用については、この限りでない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 53 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日前に滋賀県環境影響評価条例第 5 条の 4 第 1 項の規定により同条例第 5 条の 3 第 1 項に規定する配慮書およびこれを要約した書類が送付された事業については、適用しない。

滋賀県環境影響評価条例新旧対照表（案）

旧	新
<p>第1条～第52条 省略 （適用除外）</p> <p>第53条 省略 （新設）</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p>第54条以下 省略</p>	<p>第1条～第52条 省略 （適用除外）</p> <p>第53条 省略</p> <p><u>2</u> 第2章の2および第3章第1節の規定は、別表第12号または第15号に掲げる事業であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮の観点から第2章の2および同節の規定による手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについては、適用しない。ただし、当該事業を実施しようとする者が知事に当該事業について同章または同節の規定の適用を受ける旨の申出をした場合における当該申出に係る規定の適用については、この限りでない。</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p>第54条以下 省略</p>

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱に対して
提出された意見とそれに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

令和7年(2025年)12月16日(火)から令和8年(2026年)1月16日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱」に対して意見・情報の募集を行った結果、1名・1団体から計2件の意見が寄せられました。この意見に対する県の考え方を以下に示します。

2 提出された意見に対する県の考え方について

意見に対する県の考え方は以下のとおりです。

	意見(原文のとおり)	意見に対する県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き緩和にならないエリアの指定における法令について、多数の法令が指定されている。広範なエリアの大半に網がかかっており、実効性の乏しい改正になっているのではないかと思料する。 ・特に「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」については、安全対策に係る項目であり、環境影響評価の本来の趣旨と完全には合致しない、 ・上記のエリアについては開発手続きにおける過程において厳密に審査されるべき項目であり、手続き緩和にならないエリアを判断する際の項目からは除外すべきである。 	<p>御意見のとおり「砂防指定地」等につきましては、安全確保の観点から各法令により許認可等が必要な地域ですが、環境影響評価手続においても「地盤の安定性」に係る環境要素として配慮が必要であることが環境審議会で示されたことを受け、配慮書からの手続を要することとしたものです。</p> <p>「手続き緩和にならないエリア」は、近年の気候変動影響の顕在化や生物多様性の喪失といった課題も踏まえ、森・里・川・湖とそのつながりを保全する観点から関連する法令等に基づく地域を配慮書からの手続を要する場所としております。</p> <p>「手続き緩和にならないエリア」では、従前どおりの手続となりますが、それ以外の幹線道路などに近い工業専用地域等では手続の一部省略が可能となることから、制度の実効性はあるものと考えておりますので、原案どおりとします。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の条例により、産業振興と環境保全のバランスが図られることに期待しています。 	<p>今回の改正は、事業予定地の現況に応じたエリア分けを行い、手続にメリハリをつけることで、造成に伴う環境影響が比較的小さいと考えられる場所に工場、工業団地の誘導を図ろうとするものです。</p> <p>条例の運用を通じて、環境と経済・社会活動の調和が図られた健全なまちの発展につなげてまいりたいと考えております。</p>

滋賀県環境影響評価条例施行規則新旧対照表（案）

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 省略</p> <p>第8章 雑則（第54条・<u>第55条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第55条 省略</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 省略</p> <p>第8章 雑則（第54条<u>・第56条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第55条 省略</p> <p><u>（条例第53条第2項の規則で定める地域）</u></p> <p><u>第56条 条例第53条第2項の規則で定める地域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域もしくは同号に掲げる工業専用地域となることが見込まれる地域または同法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画において専ら工場もしくは工業団地の用に供することとされており、もしくは供することとされることが見込まれる地域であって、次に掲げる区域または地域を含まないものとする。</u></p> <p><u>(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域</u></p> <p><u>(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域（以下「自然公園区域」という。）</u></p> <p><u>(3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域</u></p> <p><u>(4) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域</u></p>

- (水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項に規定する測定計画において測定の地点が定められている河川法第3条第1項に規定する河川（本流に限り、琵琶湖を除く。）に係るものに限る。）の境界 から200メートル以内の区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域または同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域
- (7) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に掲げる森林地域（以下「森林地域」という。）
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域または同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
- (10) 滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第11条第1項に規定する滋賀県自然環境保全地域または同条例第19条第1項に規定する緑地環境保全地域
- (11) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）第8条第1項に規定するヨシ群落保全区域（以下「ヨシ群落保全区域」という。）
- (12) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀

付則 省略

別表第1（第4条関係）

事業の種類	要件
1 条例別表第1号に掲げる事業	(1)～(2) 省略 (3) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項または第73条第1項に規定する特別地域（以下この号および次号において単に「特別地域」という。）における道路の新設の事業（車線の数が2以上である道路（林道にあっては、幅員が5メートルを超える林道。次号において同じ。）の新設であって、当該特別地域における長さの合計が2キロメートル以上であるものに限る。） (4) 省略
2～9 省略	
10 条例別表第10号に掲げる事業	(1) 土石または砂利の採取（しゅんせつを含む。以下同じ。）の事業であって、採取が河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける琵琶湖および内湖（以下この項において「琵琶湖等」という。）において行われるもの（当該採取の区域の面積が5ヘクタール以上のものに限り、河川の管理および港湾の維持または保全に係るものを除く。）

県条例第4号) 第21条第1項に規定する生息・生育地保護区

付則 省略

別表第1（第4条関係）

事業の種類	要件
1 条例別表第1号に掲げる事業	(1)～(2) 省略 (3) 自然公園法第20条第1項または第73条第1項に規定する特別地域（以下この号および次号において単に「特別地域」という。）における道路の新設の事業（車線の数が2以上である道路（林道にあっては、幅員が5メートルを超える林道。次号において同じ。）の新設であって、当該特別地域における長さの合計が2キロメートル以上であるものに限る。） (4) 省略
2～9 省略	
10 条例別表第10号に掲げる事業	(1) 土石または砂利の採取（しゅんせつを含む。以下同じ。）の事業であって、採取が河川法の適用を受ける琵琶湖および内湖（以下この項において「琵琶湖等」という。）において行われるもの（当該採取の区域の面積が5ヘクタール以上のものに限り、河川の管理および港湾の維持または保全に係るものを除く。）

	(2) 土石および砂利の採取の事業であって、琵琶湖等以外の場所において行われるもの（当該採取の区域の面積が20ヘクタール（当該区域に <u>自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域（以下「自然公園区域」という。）</u> ）が1ヘクタール以上含まれる場合にあつては、10ヘクタール）以上であるものに限り、河川の管理に係るものを除く。） (3) 省略		(2) 土石および砂利の採取の事業であって、琵琶湖等以外の場所において行われるもの（当該採取の区域の面積が20ヘクタール（当該区域に <u>自然公園区域が1ヘクタール以上含まれる場合にあつては、10ヘクタール）</u> ）以上であるものに限り、河川の管理に係るものを除く。） (3) 省略
11 条例別表第11号に掲げる事業	(1) 省略 (2) 施行区域に森林地域（ <u>国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域をいう。以下同じ。）</u> ）が15ヘクタール以上含まれるもの (3) 省略	11 条例別表第11号に掲げる事業	(1) 省略 (2) 施行区域に <u>森林地域</u> が15ヘクタール以上含まれるもの (3) 省略
12～14 省略		12～14 省略	
15 条例別表第15号に掲げる事業	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法（ <u>昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設または騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を有する製造業、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場（以下「工場等」という。）</u> の新設または増設の事業（条例の規定に基づきまたは条例付則第2項の行政指導	15 条例別表第15号に掲げる事業	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設または騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を有する製造業、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場（以下「工場等」という。）の新設または増設の事業（条例の規定に基づきまたは条例付則第2項の行政指導等の定めるところに従

<p>等の定めるところに従って環境影響評価が実施された工業団地における事業であって、知事が別に定めるものを除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 工場等の新設であって、当該工場等の敷地(次に掲げる土地の部分を除く。次号において同じ。)の面積が<u>10ヘクタール</u>以上であるもの</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(6) 工場等の増設であって、当該工場等の敷地の面積が<u>10ヘクタール</u>以上増加するもの</p>

省略

別表第2～別表第4 省略

別表第5 (第37条関係)

区域等	条例第29条第1項の規則で定める行為
省略	
滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に

<p>って環境影響評価が実施された工業団地における事業であって、知事が別に定めるものを除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 工場等の新設であって、当該工場等の敷地(次に掲げる土地の部分を除く。次号において同じ。)の面積が<u>20ヘクタール</u>(当該敷地に森林地域が<u>15ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>15ヘクタール</u>、<u>自然公園区域が1ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>10ヘクタール</u>)以上であるもの</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(6) 工場等の増設であって、当該工場等の敷地の面積が<u>20ヘクタール</u>(増設に係る敷地に森林地域が<u>15ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>15ヘクタール</u>、<u>自然公園区域が1ヘクタール</u>以上含まれる場合にあっては<u>10ヘクタール</u>)以上増加するもの</p>

省略

別表第2～別表第4 省略

別表第5 (第37条関係)

区域等	条例第29条第1項の規則で定める行為
省略	
ヨシ群落保全区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に

<p>関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）第8条第1項に規定するヨシ群落保全区域</p>	<p>る条例第11条第1項もしくは第12条第1項の規定による許可、同条例第14条第1項の規定による届出に係る審査または同条例第17条第1項の規定による協議</p>		<p>る条例第11条第1項もしくは第12条第1項の規定による許可、同条例第14条第1項の規定による届出に係る審査または同条例第17条第1項の規定による協議</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>		